

顧問先の皆様にあんしんを届けたい！
葵パートナーズによる
相続あんしん通信



Vol. 20
2024年11月号

代表からのご挨拶

秋が深まり、皆様いかがお過ごしでしょうか。日々の忙しさに追われる中、家族やご自身の将来について考える時間を持つことは大切です。特に遺言書は今後の安心をもたらす有効な手段です。しかし、形式や署名が適切でない場合、無効とされることがあります。適切なかたちで遺言書を作成する事で、財産の分配やご家族への想いを明確に残すことができます。今回はどのような場合に遺言書が無効となるのか詳しく記載しております。裏面をご覧ください。



相続相談会（初回無料）実施中



事務所開催・相続相談会（初回無料）

このようなご不安がございましたら、この機会に、ぜひ一度ご相談ください！

- ・先延ばしにしていた、相続手続きがある（不動産名義変更等）
- ・相続税申告が必要かどうか判断できない
- ・贈与と相続どちらが節税できるか知りたい
- ・贈与以外の選択肢が知りたい
- ・相続税対策を実施したい（遺言・贈与・民事信託）
- ・財産管理者の認知症が心配だ

相続相談会を開催しました

2024年8月31日（土）～9月6日（金）
相続の無料相談会を開催しました！
しょうむら法務事務所様と共同で開催させていただき、多くのご相談をいただきました。

次回相談会も予定しておりますので、
相続でお悩みの方は是非ご参加ください！



知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所：〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木3-13-17

BPRレジデンス金山 1F

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00

 **0120-758-260**



相続専門ホームページはこちら！
◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税 検索

遺言書は無効にできる？

遺言書が発見されたとき、その内容に疑問を持つこともあるかもしれません。「遺言書は本当に有効なのか？」と感じたときに、無効を主張できる条件やその手続きについて知っておくことは、安心につながります。今回は無効になる遺言書のケースと無効にする手続きについて解説します

遺言書が無効になるケース

遺言書は、一定の法律的な要件を満たしていなかったり、作成時の状況によって無効になることがあります。以下はその代表的なケースです。

・法律的な不備

遺言書には、法律で定められた形式があり、これを満たさない場合、無効になります。例えば、自筆証書遺言の場合は、遺言者が全文を手書きで書き、署名と日付を記入する必要があります。もしパソコンで作成されたり、署名がない場合、その遺言書は無効とみなされます。

・判断能力の欠如

遺言書が有効であるためには、作成時に遺言者が判断能力を持っている必要があります。認知症や精神的な問題がある場合、その遺言書は無効になる可能性があります。特に、公正証書遺言であっても遺言者の状態が証明できない場合、無効の主張が可能です。

・詐欺や強迫による作成

遺言書が詐欺や強迫によって書かされたものであれば、無効にすることができます。たとえば、誰かが遺言者をだまして特定の人物に有利な内容を記載させた場合、その遺言書は無効と主張できます。

無効を主張する手続き

遺言書が無効であると主張するには、まず適切な手続きを踏む必要があります。以下は、遺言書が無効にするための一般的なステップです。

・検認手続き

遺言書が発見された場合、まず家庭裁判所での検認手続きを経て、遺言書の有効性を確認します。この段階では遺言書が無効であるかどうかを判断するのではなく、遺言書の存在と内容を公式に記録する手続きです。

・無効確認訴訟

検認手続きが完了した後、遺言書に不備や疑問がある場合、遺言無効確認の訴訟を提起することができます。ここでは、証拠を基にして遺言書が無効であることを裁判所に認めてもらうことが目的です。

遺言書でお悩みの方はご相談を

ここまでで、遺言書が無効にできるケースとその手続きを解説してきました。遺言書は被相続人の思いを伝える重要な手段です。遺言書についてお悩みの方は、ぜひ一度当事務所にご相談ください。

知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所：〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木3-13-17

BPRレジデンス金山 1F

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00

 **0120-758-260**



相続専門ホームページはこちら！

◀◀◀ ホームページQRコード

知多 相続税 検索